第２号様式（第３条関係）

令和○○年度　狭あい道路整備事業助成金交付申請書

令和○○年○○月○○日

　（宛先）津市長

住 所　津市○○町○○○番地○○

申請者　　　氏 名　津市　太郎

電 話　０５９－○○○－○○○○

住 所　津市○○町○○○番地○○

代理人　　　氏 名　津市　次郎

電 話　０９０－○○○○－○○○○

※　自筆でない場合は、記名と押印が必要です。

　令和○○年度において狭あい道路整備事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第３条の規定により、狭あい道路整備事業助成金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　　　　　　　　２１６，０００　　　円

２　補助事業の目的及び効果

狭あいな生活道路を拡幅整備することにより、良好な市街地の形成を図る。

３　関係書類

　　事業計画概要及び収支予算書

　　裏面記載のとおり

４　添付書類

　⑴　道路拡幅用地に係る測量に要する費用の見積書等の写し

⑵　道路拡幅用地に係る分筆登記に要する費用の見積書等の写し

⑶　抹消登記に要する費用の見積書等の写し

⑷　物件の除却等に要する費用の見積書等の写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

※　上記⑴から⑷について、交付の対象に該当しない場合は添付する必要はない。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和○○年度　狭あい道路整備事業の事業計画概要及び収支予算書 | | | | | | |
| 事業計画概要 | 別紙１のとおり | | | | | |
| 収入の部 | | | | 支出の部 | | |
| 項目及び内容 | | 金額 | 市費  充当額 | 項目及び内容 | 金額 | 市費  充当額 |
|  | | 円 | 円 |  | 円 | 円 |
| 自己資金 | | 314,456 |  | 道路拡幅用地に係る測量に  要する費用 | 300,000 | 120,000 |
| 助成金 | | 216,000 | 216,000 | 道路拡幅用地に係る分筆登記に  要する費用 | 95,000 | 30,000 |
|  | |  |  | 道路拡幅用地に係る抹消登記に  要する費用 | 12,000 | 5,000 |
|  | |  |  | 道路拡幅用地に係る除却等に  要する費用 | 123,456 | 61,000 |
|  | |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 | | 530,456 | 216,000 | 合　　　計 | 530,456 | 216,000 |

別紙１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 道路拡幅  用地の位置 | 津市○○町○○○番○○ | | | | |
| 道路拡幅用地に関する事　　　項 | 後退距離 | 延　長 | | 面　積 | 地　目 |
| 1.00ｍ～1.09ｍ  0.75ｍ～1.00ｍ | 9.00ｍ  15.00ｍ | | 9.41㎡  13.13㎡ | 雑種地  宅　地 |
| 道路拡幅  用地に係る  測量、  分筆登記、抹消登記に  関する事項 | (ｱ)　測量に要する費用 | | | 金　　　１２０，０００　　円 | |
| (ｲ)　分筆登記に要する費用 | | | 金　　　　３０，０００　　円 | |
| (ｳ)　抹消登記に要する費用 | | | 金　　　　　５，０００　　円 | |
| 道路拡幅  用地に係る物件の除却等に関する事　　　項 | 種　別 | | 延長等 | 高　さ | その他 |
| ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ塀 | | ２０．０　ｍ | ０．８　ｍ | 厚１２ｃｍ |
| カイズカイブキ | | １６　本 | ３．０　ｍ | 幹周φ400 |
| 生け垣 | | ８０．０　ｍ | １．８　ｍ |  |
| 水道メーター | | ｍ | ｍ | 口径13ｍｍ |
| (ｴ)　物件の除却等  に要する費用　×　１／２ | | | 金　　　　６１，０００　　円 | |
| 測量、分筆、物件の除却等の着手予定日 | | | | 令和○○年○○月○○日 | |
| 測量、分筆、物件の除却等の完了予定日 | | | | 令和○○年○○月○○日 | |
| 交付申請額 ＝ (ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)＋(ｴ) | | | | 金　　　２１６，０００　　円 | |
| ※　・(ｱ)の額が１２万円を超える場合は、１２万円とする。  ・(ｲ)の額が３万円を超える場合は、３万円とする。  ・(ｳ)の額が５，０００円を超える場合は、５，０００円とする。  ・(ｴ)の額が５０万円を超える場合は、５０万円とする。  ・(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)の額の算出について、その額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。 | | | | | |